

古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一 試論

永田, 一 / NAGATA, Hajime

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

71

(開始ページ / Start Page)

16

(終了ページ / End Page)

39

(発行年 / Year)

2009-03-24

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00011573>

古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論

永田 一

はじめに

古代より、東方のある一定地域を表す際「アヅマ」という言葉が使われてきた。しかし、その意味・語源については必ずしも明らかにされているとは言えない。また、「アヅマ」が示す領域については、これも諸説あつて明確ではないのである。

さて、「日本書紀」（以下『書紀』とする）や『古事記』を見ると、「東国」の語がもっぱら使われている。「東」は本来「ヒガシ」であり、「東国」は東方の国という意味を当然持っている。また一方で、「東」は「アヅマ」の訓を持ち、「東国」はある一定の領域を示すことになる。つまり『記紀』を読む際、「東国」を「ヒガシノクニ」と

訓読するか「アヅマノクニ」と訓読するか常に解釈する必要がある、さらに「アヅマノクニ」と訓読する際は、それがどのような領域を示すのかについても注意をしなければならないのである。

『書紀』における「東国」の事例を検討していくと、エミシを意識した記述が幾つか見出される。これは「アヅマ」という概念の成立、そしてその領域の画定にエミシが深く関係していることを示す。また一方、「アヅマ」という概念の成立、領域の画定が行われた後、その領域に住む人々を「東人」という人間集団として捉えるようになった。つまり、「アヅマ」の成立には、「エミシ」と「東人」の二つの人間集団が関わっているのである。古代において「アヅマ」がいかに成立したのか、領域はどのように画定

したのか、そしてその領域と周辺に住む人間集団がどのように関係していたのかを明らかにすることが本稿の目的である。

「アツマ」の意味・語源とその領域

先行研究の整理と問題点について

「アツマ」という言葉を耳にした時、現代人はすぐに「東」の文字を思い起こすだろう。しかし、「アツマ」という言葉は最初から「東」の文字と結びついていただけではない。まず「アツマ」という言葉が発生し、ある時期に何らかの理由で「東」の文字と結びついたのである。そこで、「アツマ」とは何かを考える場合、意味や語源について検討した後、「アツマ」の示す領域について考察するべきである。

そもそも「アツマ」とはどのような意味なのであろうか。この問題について、近世国学以来の研究史を整理し、重要な見解を示したのが志田諄一氏である。志田氏は、『和名類聚抄』微賤類第二十二で「辺鄙」について『文選』卷二・張平子の西京賦の一節である「豈眩⁽¹⁾辺鄙」を引用し、「辺鄙訓⁽²⁾阿豆」と説明していることに注目した。そして、「辺鄙」の意味には、「かたいなか、不便な土地」

と、「ひらけていない地」の意味があり、遠江以東の広大な未開発地を稲作農耕の立遅れから、あづまと呼ぶようになった、と指摘した。志田氏は「アツマ」という言葉の発生時期を、弥生時代の稲作文化の東進との関係の中で捉えている。しかし、後述するように私は「アツマ」という言葉の発生時期については早くても五世紀末と考えている。そのため言葉の発生時期と理由については従い難いが、「アツマ」が「辺鄙」に通じる意味を持つという点については賛同したい。

では、続いて「アツマ」の語源について考察していく。この問題についても、これまで多くの見解が出されてきたが、近年は二つの説が有力視されている。それが、西郷信綱氏による「ア（接頭語）」＋「ツマ（端）」⁽³⁾説と、高橋富雄氏による「アマ（天）」＋「ツマ（端）」⁽⁴⁾説である。

まず西郷氏の説を見ていきたい。「アツマ」という言葉について、西郷氏は「ア」は接頭語であるとする。そして、この語の本体である「ツマ」は「端」の意味であると指摘した。また、「アツマ」は大和からみて一つの端なる辺境にすぎず、この「アツマ」の対偶項として「サツマ」が存在するとしている。さらに西郷氏は、「まだ名の存しなかった空間に名が与えられるのは、その空間が新たな関

連のなかに組み込まれたことを意味する。すなわち版図の両端がアツマならびにサツマと名づけられたとき、それは大和の王権がこの二つの辺境をまさに王化のもとにおき、支配しようと欲したことに同義なのである」とし、「アツマ」「サツマ」の成立の事情を説明している。

こうした西郷氏の見解について、千田稔氏はその語源については基本的に支持するとしている。しかし、「アツマ」と「サツマ」の空間的広がり之差があまりに大きいと問題視し、「サツマ」は九州の南、陸の「端」にあるが、ある時の国家領域の「端」を意味するととらねばならない必然性は無いとして、「アツマ」と「サツマ」を対偶項的に捉える点是否定している。⁽⁶⁾

続いて高橋氏の説を見ていきたい。高橋氏はまず「ツマ」とは「端」、もののはし・へりなどの意味であるとす。そして「天端」^{あまつは}は、天の端、天のつきるへりなどの意味になり、『万葉集』巻一・第二九首にみる「天離るひな」とあるのと同じ用法で、意味もほぼ同じであろうとしている。⁽⁷⁾高橋氏は「アツマ」と「ヒナ」の関係について、次のように説明する。まず「あづまは本来、ひなの中のひなの意味で特別ひなであった」とする。そして、熊襲の問題の終結とともに辺境は東国・エビス問題の場のテーマと

なったことを指摘し、「ヒナ」が東国を示すようになった理由として、①ひなが夷の形で表記されること②その夷がエミシまたはエビスともされて、東のひなびとの意味に用いられること③東夷ということばによくあらわされているように、この夷文字は、中国の蛮族観念の東夷・南蛮・西戎・北狄の中の東夷にあてて考えられ、それは東に固定的な観念のように用いられるに至ること、の三つをあげている。⁽⁸⁾

「アツマ」の語源を「アマ(天)」+「ツマ(端)」と捉える見解は、西宮一民氏によっても示されている。⁽⁹⁾西宮氏はさらに、「東」を「アツマ」とよむ国訓の成立時期は大化改新の孝徳天皇時代であるとし、畿外の「東国」を総称して「アツマ」と言い、文字表記としては「東」字をあてて、「東」^{アツマ}の文字と訓が一体となったのだと指摘している。

このように、「ア(接頭語)」+「ツマ(端)」説と「アマ(天)」+「ツマ(端)」説が有力視されてきたが、この両説を踏まえて新たな説を示したのが荒井秀規氏である。⁽¹⁰⁾荒井氏はまず、『古事記』雄略天皇段の歌謡「百足る 楓が枝は 上枝は 阿米(天)を覆へり 中つ枝は 阿豆麻(東)を覆へり 下枝は比那(鄙)を覆へり」について、

「阿米（天）」を上段に、中段を「阿豆麻（東）」、後段を「比那（鄙）」にして、要がヤマトの扇型と捉えるべきだとする。そして、『万葉集』の夷（ヒナ）・夷守（ヒナモリ）、『延喜式』神名帳の美濃国比奈守神社などから改新詔の四至畿内の外の近江・播磨・伊勢から筑前・日向・越後・美濃までを夷（ヒナ）とし、東方においては美濃までが夷で、そこを境とし遠江・信濃以東を五世紀後半まで遡る本源的「東国」であるとする平野邦雄氏の見解により、⁽¹¹⁾「阿豆麻（東）」は「比那（鄙）」の外にある辺鄙な地域であると指摘した。また、雄略記歌謡では、東方のみを問題としたが、西方にも「アヅマ」は存在してもよく、それが西郷説の「サツマ」であるとしている。さらに「アヅマ」の「ア」については、尾崎喜左雄氏による「吾つ間」＝「吾が住む土地」論を引き、尾崎氏が毛野側から見た「吾がツマ」であるとした点は否定し、ヤマト側の語であるとした。すなわち、「ヤマト王権が自己の領土であることを意識する土地のヒガシの端（ツマ）＝辺鄙な処が「あづま」ではなかろうか」と結論している。荒井氏の見解の特徴は、ヤマトから見て（ヒナ→アヅマ→エミシ世界）という概念が存在したこと、「アヅマ」と「エミシ世界」を分離させ、「アヅマ」が「ヒナ」と「エミシ世界」の中間地

古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論（水田）

帯であることを指摘したことにある。

このように、大きく分類すると三つの説が注目されるのだが、いったいどの説が支持されるだろうか。

まず、「ア（接頭語）」＋「ツマ（端）」説を支持しつつ、「アヅマ」と「サツマ」を対偶項的に捉えるべきではないとする千田氏の指摘について検討する。千田氏は「アヅマ」と「サツマ」の空間的広がり之余りに差があるとしている。⁽¹²⁾しかし、「アヅマ」と「サツマ」の言葉の成立当時、その空間的広がりを大和王権が正確に把握していたか是不明である。西郷氏は、もともと辺境の異民族を王化のもとに置いて支配しようとした意識に基づき「アヅマ」や「サツマ」と名づけられたとしている。その空間の具体的面積や現実的地形については別問題として捉えるべきであり、空間的広がり之差をもって対偶項的に捉える点を否定することは、西郷説を支持するとした場合、矛盾を抱えることになると思われる。

次に高橋氏の見解について検討する。高橋氏は「アマ（天）」＋「ツマ（端）」説を提唱し、「アマツマ（天端）」は東西にあったが、熊襲の問題の終結とともに辺境は東国・エビス問題の場テーマとなったとして、「アヅマ」「ヒナ」「エミシ」を関連づけて「東国」の中の問題とし

て論じている。⁽¹³⁾しかし、『書紀』全体の中で、九州の問題は果して過去のものであるとして語られているのだろうか。国家が東方の蝦夷、西方の熊襲・隼人を支配しようと欲し対偶項的にとらえていた時期があったことは日本武尊の説話が示すように明らかである。結果として南九州の支配が先行したが、「アヅマ」という言葉の成立段階で支配展開の差がどれほど明確になっていたのかは不明とするほかないだろう。また『続日本紀』和銅三年（七一〇）正月壬子朔条では、隼人と蝦夷をともに朝賀に参列させ、騎兵に率いさせて行進させている。『書紀』の編纂時、隼人支配はまさに蝦夷支配と対置される現在進行中の問題であった。そのため、大和王権が政治的領域としての「ツマ（端）」を意識した際、これを東国に特化させて南九州を除いたとは考え難い。「アマツマ（天端）」であれば古くは東西に存在していたことになり、蝦夷と隼人を対置させる意識が続いている以上、「アヅマ」はなおのこと八世紀まで東西に等しく残っていなければならぬはずである。だが、「アヅマ」は八世紀段階では東方を指す言葉としてのみ残っている。よって、「アヅマ」の「ア」を「アマ（天）」と解釈することは難しいと考える。

続いて高橋氏と同じく「アマ（天）」＋「ツマ（端）」説

をとりつつ、また別の問題にも触れている西宮氏の見解について検討する。西宮氏は「大化改新の孝徳天皇時代、畿外の「東国」を総称して「アヅマ」といひ、文字表記としては「東」字を以て宛てることにしてから、「東」^{アヅマ}の文字と訓が一体のものとなった」と指摘している。⁽¹⁴⁾しかし、問題なのは西宮氏の見解の中で「アヅマ」と「ヒナ」の関係について触れられていないことである。「アヅマ」の示す領域を考えるには、大和王権の勢力の及ぶ範囲という問題意識が不可欠であり、その中で「ヒナ」という領域を持つ意味は大きい。「アヅマ」は「ヒナ」の地のさらに外側に存在することが平野氏により指摘されており、畿外の「東国」を総称して「アヅマ」と言うとする解釈は成り立ち難いと思われる。また国訓「アヅマ」と「東」字が結びつく時期の検討については、『書紀』の人名が一つの材料になると思われる。『書紀』舒明即位前紀（六二八）に佐伯連東人、大化元年（六四五）七月丙子条に三輪栗隈君東人といった人名が見られる。「東人」という概念が七世紀初頭以前に成立していたことを示し、この頃には「アヅマヒト」は東方に住む人々という認識と、そして人名に用い得るような特定のプラスイメージが確立していたと考えられる。よって「東」に「アヅマ」の国訓が結びついた時期は

さらに遡ると思われる。

このように、私は基本的に「アツマ」と「サツマ」はともに大和王権が異民族支配を目的とした新たな支配展開の中で名づけた名称であり、対偶項的に捉えようという意図のもとに発生した言葉であると考ええる。そして「アヅマ」や「サツマ」という空間認識の成立には「ヒナ」が密接に関係しているとの立場に立つ。そのため、西郷氏の「ア（接頭語）＋「ツマ（端）」説を基本的に支持し、またこれに「ヒナ」と「アツマ」の関係の重要性を加えた荒井氏の見解に注目するものである。すると、ここで一つの問題が発生する。それが、西郷氏の見解と荒井氏の見解の間に存在するズレである。西郷氏は、新たな支配展開を目的とする地について「アツマ」「サツマ」の名称をつけたとする。一方、荒井氏は、東方については「ヒナ→アツマ→エミシ世界」の概念が存在したとし、「アヅマ」と「エミシ世界」を分離した。つまり、支配展開の目的地を西郷氏は「ツマ」の地とした一方、荒井氏は「ツマ」のさらに先の夷狄の世界としたことになる。これは、西方に目を転じると問題がより鮮明となる。『続日本紀』大宝二年（七〇二）十月丁酉条には「ハヤヒト唱夷国司等今薩摩国也言。於国内要害之地。建柵置戍守之。許焉」とあり、薩摩国は隼

古代の「アツマ」と「エミシ」についての一試論（水田）

人の根源地として八世紀初頭に認識されていたことを示す。「サツマ」は「ツマ」でありながら隼人の根源地として認識されるに到っており、荒井氏の見解はこの点で矛盾を抱えることになる。また、荒井氏は「ヒナ」の理解について平野氏の見解に依拠するが、平野氏は「アヅマ（東）とヒナ（夷）の境界は、ほぼ遠江・信濃と美濃の間にあると考えてよいのではないか。そのアヅマ（東）の地が、エミシ（夷）の居住した世界となろう」と指摘しており、こ（¹⁵）こでもやはり「アツマ」と「エミシ世界」を分離するという理解については矛盾を抱えていると言わざるを得ない。この矛盾の生じた背景を明らかにするためには、「ツマ」の外に夷狄の世界があるとする認識の成立が、明確な「ツマ」の領域の画定、「ツマ」の領域に住んでいた人間集団の分離、その人間集団を明確に分類する基準の確立、を同時に果たしていたのかという問題について考えなければならぬ。つまり東国においては「ヒナ→アツマ→エミシ世界」という概念が成立した後、「アヅマ」という具体的領域が画定され、「アツマ」の領域から完全にエミシが除かれ、「アツマ」に住む人々を「東人」と呼ぶようになることが、どのように展開されたかを考えるということである。後述するように、『書紀』に出てくる「東国」という

言葉が示す領域には幾つかのパターンがあり、それは「東国」という領域概念の時期的な変化により発生したものである。そのため、「ツマ」という空間が時間とともに変化したことは明らかであり、それに応じて具体的領域も移動したことは先行研究においても注意されてきた。しかし、 $\langle$ ヒナ $\rightarrow$ アヅマ $\rightarrow$ エミシ世界 $\rangle$ 概念の成立、「アヅマ」の具体的な領域の画定に伴う問題として、そこに居住する人間集団に対する認識の変化がどのように関係するかという点についてはあまり触れられてこなかった。そのため、これより先は、①荒井氏の指摘する $\langle$ ヒナ $\rightarrow$ アヅマ $\rightarrow$ エミシ世界 $\rangle$ 概念の成立②「アヅマ」という領域の成立③「アヅマ」の領域からのエミシの北方への移動と「東人」という人間集団の成立、の三つの問題について特に注意を払いつつ考察を進めることとする。

二 「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」

『書紀』の中で「東国」という言葉は二七回使われている。冒頭でも触れたように「東国」には「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」の二つの訓があると考えられるのだが、では「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」を分けて解釈するその根拠は何に求められるのだろうか。

先行研究の中でまず注目されるのが尾崎喜左雄氏の見解である。尾崎氏は、「東国」の訓みについて、「東」を「ヒガシ」とする場合は方向を、「アヅマ」または「アツマ」とする場合は特定の地域を指すとしている。⁽¹⁶⁾傾聴すべき指摘であるが、第一章における「アヅマ」の意味と語源についての考察を踏まえれば、さらに検討を加えることができそうである。

両者の根本的な違いは、「ヒガシ」が方位を表す言葉であるのに対し、「アヅマ」は「ツマ」という領域を表す言葉を本体として成立していることにあると思われる。つまり、「東国」を「アヅマノクニ」と訓読した場合、「アヅマ」という空間認識があり、それに伴って領域が画定され、その領域の中に存在する「国」を指すということになる。「アヅマ」の空間認識は、 $\langle$ ヒナ $\rightarrow$ アヅマ $\rightarrow$ エミシ世界 $\rangle$ の概念の成立と不可分の関係にある。よって、王権から見て「ヒナ」の外側でかつ「エミシ世界」との間の領域を表す「東国」は、「アヅマノクニ」となるのである。平野邦雄氏は、東方の「ヒナ」の領域は名張山・横河から美濃と遠江・信濃の間までだとしている。⁽¹⁷⁾よって、「アヅマ」は基本的に信濃・遠江から東方へ、エミシ世界との境界まで広がっていたと考えられる。また、注意しなくてはなら

ないのが、「アヅマ」の領域が必ずしも固定されている訳ではないことである。「エミシ世界」は王権の武力による征討と王化による支配展開により北へ移動する。すると必然的に「アヅマ」は「エミシ世界」が後退した地を吸収し広がることになる。また、時間の経過とともにそれまで王権が支配していた地よりさらに遠方の土地についての地理的知識も蓄積されるようになったはずである。(ヒナ→アヅマ→エミシ世界)の概念が成立しても、「アヅマ」の領域はエミシとの関係の中で変化するため、これを段階的に捉える必要があるのである。

これに対し、「ヒガシノクニ」と訓読した場合には、王権のある地を中心にして、東方にある全ての国を指すことになる。つまり「ヒナ」も「アヅマ」も「ヒガシノクニ」に含まれるのである。しかし、王権のある地から東方の「国」を表す以上、結果として「ヒガシノクニ」もまたある領域を示すことになる。そこでまず想定されるのが、王権の位置によって変化が生じたであろうということである。大津宮が営まれた後、近江は「ヒガシノクニ」から外れることになったと考えるべきだろう。最大の問題は越を含むか否かである。越を含む「東国」の用例が存在する点について、荒井秀規氏は、『宋書』巻九十七・列伝五十七・

夷蛮伝における倭王武の上表文に「渡平⁽¹⁷⁾海北⁽¹⁸⁾九十五国」とあることから、列島内に北は無く、それは東に含まれているのであり、大地を東西に認識する概念の中で『記紀』の「東(方)」が必ずしも南北を拒むものではないことに留意したいとしている。また、『書紀』景行天皇二十五年七月壬午条の「北陸及東方諸国」や『古事記』崇神天皇段の「高志道」「東方十二道」等は、天武朝に成立した令制の七道制に基づいた記述だとしている。⁽¹⁸⁾これにより、「東^{ヒガシ}国」は、近江が大津宮が置かれた後に外れるが、基本的に王権のある地から東方の諸国全てを指すとして良いだろう。

これまで「ヒガシノクニ」と「アヅマノクニ」の違いの根拠について検討してきた。では、『書紀』における二七の「東国」の事例はそれぞれ「ヒガシノクニ」「アヅマノクニ」のどちらに分類されるのか。また、「アヅマノクニ」については、どのような段階的区分が想定されるのだろうか。『書紀』中に見る「東国」が示す領域の分類については諸説あるが、⁽¹⁹⁾「アヅマ」成立に「ヒナ」と「エミシ世界」が深く関わっているとの視点から分類を行っているのは平野氏と荒井氏のみである。しかし、平野氏の検討対象は『書紀』天武天皇元年(六七二)条における千巾の乱関係

史料に見られる事例までとなっており、それ以降の事例については触れられていない。⁽²⁰⁾ そのため二七の「東国」の事例全てを検討したうえで分類を行った荒井氏の説を支持したいと考える。

では、荒井氏による「東国」の分類について見ておきたい。⁽²¹⁾

I 「東方国」：ヤマトのヒガシのすべての地

(表 1—8・10・16・17・18・19・25・27)

- ・ヒガシの概念の派生に伴い、最も古い時期に成立。
- ・ⅡⅢに加え、近江・美濃・伊賀・伊勢・志摩・越(北陸)を含む。近江遷都後は近江を除く。

・美濃不破関・伊勢鈴鹿関以東の東山・東海を特に「関東」と呼ぶこともあるが、その場合伊勢を除くこともある。

・「関東」は当初北陸を含まないものであるが、後には近江逢坂関以東の近江・北陸を含む地となり、「東方国」と「関東」が一致する。

Ⅱアヅマ：東海遠江・東山信濃以東。陸奥を含まない

(表 1—1・2・3・4・5・6・7・9・

11・12・13・14・15・20・21)

・五世紀後半以前に成立。

- ・令制下に防人徴発や東歌の採録の範囲。
- ・大化前代にはヤマト王権の及ぶ範囲で当初は陸奥を含めない。

Ⅲ坂東アヅマ：相模足柄峠・上野碓日峠以東で陸奥を含む

(表 1—4 地名起源説話の「あづま」・22・24・26)

- ・Ⅱアヅマが陸奥を含むと共にⅢを内部に区画し、七世紀前半に成立。
- ・ヤマトタケルの説話が「あづま」の国とする政治的領域。

荒井氏はこのように、『書紀』の「東国」を三つに分類した。Ⅰ東方国については、ヤマトから見た東方の国を指し、「ヒガシノクニ」と訓読されるものである。

Ⅲ坂東アヅマの成立を七世紀前半とし、陸奥を含むとする点については、『書紀』舒明天皇九年(六三七)是歳条に上毛野君形名による蝦夷征討記事が見られることから、問題は無いと思われる。ただ、エミシとの関係で注意しておきたいのは、Ⅲ坂東アヅマが成立した七世紀前半は、当時の王権中枢部が陸奥だけではなく越のエミシとの接触を意識しだした時期に相当することである。『書紀』皇極天

皇元年（六四二）九月癸酉条には、「越辺蝦蟇、数千内附」とある。人数は誇張していると思われるが、越のエミシとの接触を記した初見記事であることは注目に値する。同年十月甲午条には「饗蝦蟇於朝」したことが記され、さらに同年十月丁酉条には、「蘇我大臣設蝦蟇於家、而躬慰問」と記されているため、皇極朝において越のエミシの朝貢があったことは恐らく事実だろう。こうした越への意識の高まりが、斉明朝の阿倍比羅夫の北征記事を中心とする一連の史料につながっていく。『書紀』斉明天皇元年（六五五）七月己卯条には「於難波朝、饗北越蝦夷九十九人、東^東陸^陸蝦夷九十五人」とあり、越を北、陸奥を東と認識し、エミシをそれぞれ別の集団として遇している。Ⅲ坂東アヅマの成立は、陸奥と越に対する地理的な知識がある程度蓄積され、東（Ⅱ陸奥）のみではなく北（Ⅱ越）のエミシに対する意識の高まりとも連動していたと考えるべきである。

エミシとの関係で今回注目するのはⅡアヅマである。Ⅱアヅマの領域については、防人の徵発や東歌の採録といった具体的事例によるものであり問題は無いと考える。しかし、陸奥を含まないとする点については、そもそもヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」という概念が成立した当初におい

て、その奥の地理的情報は不明確なものだったはずである。Ⅱアヅマが具体的領域を画定し、そこに住む人間集団が分離されていく過程こそ検討すべきだろう。そして、こうした問題意識を持ちつつ、Ⅱアヅマの成立時期を五世紀後半以前とする点について改めて考察する必要があるのではないだろうか。基本的に荒井氏の「東国」の分類を支持するが、エミシとの関係という視点から捉えなおそうとすると、幾つか疑問が持たれるのである。よって、本章でこれらの問題について詳しく検討することとする。

三 ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界 概念の成立と

アヅマノエミシ
「東夷」

Ⅱアヅマの領域はいかにして画定したのか。またそこに住む人間集団は領域の画定にどのように関与し、またその影響を受けたのか。それを明らかにしていくため、まず『書紀』における「東国（Ⅱアヅマ）」の使用例と、その前後のエミシ関係記事がいかに関連しているのかを検討していく。ここで主に対象とするのは、エミシの初見記事と、景行紀の日本武尊の東征説話、そして崇峻天皇五年（五九二）十一月乙巳条（表1—9）前後のエミシ関係記事である。

Ⅱアツマの初見は『書紀』神代下・天孫降臨(表1—1)に見る下総香取神社の祭神についての記事である。これに対しエミシの初見は、神武天皇即位前紀戊午年十月癸巳条に記された「愛瀾詩鳥、毗儼利、毛々那比苔、比苔破易陪廼毛、多牟伽毗毛勢儒(エミシを一人百人人人は云へども抵抗もせず)」という歌謡である。道臣命が大来目部を率い、忍坂邑で八十梟帥の残党を討った際の戦勝歌である。ここで注意したいのは、この歌謡の「エミシ」は、東北地方の人々ではないこと、そして『書紀』編者が神武天皇による東遷について記述する際、大和の忍坂邑の場面でこの歌謡を入れたということである。工藤雅樹氏はこの歌謡について検討し、「エミシ」とは古い時期の日本語であり、厳密な意味は不明だが、「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の念の入り混じった語であったとする。また、この歌謡の「エミシ」は強い相手ではあっても異民族らしい点は見られないと指摘している。⁽²²⁾『書紀』において「東国」は最初からエミシと関連づけて説明されている訳ではない。また何より、エミシもその初見記事において、夷狄として説明されていないのである。

それでは、『書紀』は、大和王権以来の「東国」と「エミシ」に対する認識をどこで説明しているのか。それは、

景行紀の日本武尊の東征説話である。⁽²³⁾神武紀の初見記事以後、エミシは景行紀まで見られない。これは『書紀』の編者が、大和王権による過去の支配展開の実態をある程度反映させつつ、編纂当時の国家が推進した武力による征討と王化による異民族支配の正統性を、景行紀で説明しようとい意図したことを示すと思われる。

この景行紀にいたり、『書紀』ではじめて「蝦夷」の語が登場する。⁽²⁴⁾また、さらに注目されるのは「東夷」の語が使われていることである。「東夷」の用例は、『書紀』の中では景行紀にしか見ることができない。⁽²⁵⁾そのため、『書紀』編纂段階における国家の概念が強く反映されていると思われる。では、その「東夷」はどのような意味で用いられているのか。景行天皇二十七年二月壬子条には「東夷之中、有日高見国」とある。これによると、人間集団のみを指すのではなく、空間の意味も含んでいると言える。⁽²⁶⁾また、同条は続けて「其国人、男女並稚結文身、為人勇悍。是総曰蝦夷」としている。東夷Ⅱ蝦夷ではなく、東夷Ⅳ蝦夷という関係であることがわかる。また、景行天皇四十年七月戊戌条には「其東夷之中、蝦夷是尤強焉」とある。これを素直に解釈すれば、「東夷」の中に幾つかの集団があり、その一つとして「蝦夷」が含まれると認識していたと

みられる。つまり「東夷」とは、空間的意味を含むことがあり、また人間集団としての意味においては東夷Ⅳ蝦夷という関係であるということになる。⁽²⁷⁾

平野邦雄氏は、この「東夷」は「アヅマノエミシ」と読むべきであること、「東（アヅマ）」という政治的領域に住する「夷（エミシ）」という集団名を指すことを指摘している。そして、「景行紀」の文脈は、「東（アヅマ）」という特定の政治領域に住する「東夷」と、「陸奥」という地域に住する「蝦夷」を対比的にのべているので、「暴神」にたいする「蝦夷」とも記され、そこには後者之前者の特殊な形態であるとするニュアンスがある」として⁽²⁸⁾いる。傾聴すべき見解であろう。しかし、一つ疑問がある。それは、「東」に住する「夷」と、「陸奥」や「日高見国」に住する「蝦夷」との違いである。平野氏は、「『日本紀』 卷十・述義六の「日高見国」を説明する公望私記が引く『常陸国風土記』逸文に「信太郡云々。古老曰、御宇難波長柄豊前宮之天皇御世、癸丑年、小山上物部河内・大乙上物部会津等、請総領高向大夫等、分筑波・茨城郡七百戸置信太郡。此地本日高見国云々」とあることから、「日高見国」が後に常陸となる地域を指していた時期があったとする。そして、「日高見国」がやがて後に

陸奥となる地域を指すように変化した。そのため、『書紀』の日本武尊の東征説話は本来「日高見国（常陸）」の「東夷」が対象だったが、「日高見国（陸奥）」の「蝦夷」についての記述が後から付け加えられたのだとする。これは、『書紀』編纂過程で生じた問題として考えられることだが、これだけでは両者の根本的な違いが必ずしも明らかに⁽²⁹⁾はなっていないと思われる。

では、この両者の違いは何か。景行紀における「東夷」と「蝦夷」の性質についての記述を検討する。

（史料１）『書紀』景行天皇四十年七月戊戌条

（前略）朕聞、其東夷也、識性暴強。凌犯為宗。村之無^レ長、邑之勿^レ首。各貪^レ封堺、並相盜略。亦山有^レ邪神。郊有^レ姦鬼。遮^レ衝塞^レ徑。多令^レ苦^レ人。其東夷之中、蝦夷是尤強焉。男女交居、父子無^レ別。冬則宿^レ穴、夏則住^レ櫟。衣^レ毛飲^レ血、昆弟相疑。登^レ山如^レ飛禽、行^レ草如^レ走獸。承^レ恩則忘。見^レ怨必報。是以、箭藏^レ頭髻、刀佩^レ衣中。或聚^レ党類、而犯^レ辺堺。或伺^レ農桑、以略^レ人民。擊^レ則隱^レ草。追則入^レ山。故往古以來、未^レ染^レ王化。（後略）

「蝦夷」の性質を述べた部分については、中国史書における東夷の觀念をそのまま反映させていることが多くの先

学により指摘されている。これに対し「東夷」の性質についての記述を見ていくと、「東夷」の中に秩序が無いことを第一の問題として掲げている。また、その「東夷」の空間の中の山や郊に「邪神」や「姦鬼」が居り、交通を妨げていることを第二の問題としてあげている。しかし、どちらの問題にしても、それは「東夷」の集団内もしくは「東夷」の空間内の問題であり、大和王権側の領域を侵略する集団としては記されていない。むしろ、中国史書の反映による「蝦夷」の性質に「犯辺堺」という記述がある。この点から、「東夷」はすでに大和王権の勢力が及んだある一定の領域内の存在と認識されていたことが窺われる。その一定の領域こそが「アヅマ」であり、そこに住むエミシに、「東夷」の文字があてられたのだろう。これが「陸奥」や「日高見国」の「蝦夷」との根本的違いであり、ゆえに「蝦夷」についてのみ「故往古以来、未_レ染王化」とされているのである。

そもそも「東夷^{エミシ}」はいつ成立したのか。平野氏は、エミシ（東夷）、アヅマ（東）、ヒナ（夷）の概念の成立は五世紀後半には成立していたとする。⁽³⁰⁾ また荒井秀規氏は、Ⅱアヅマの成立を五世紀後半以前とする。稲荷山古墳から出土した辛亥年（四七二）銘鉄剣や、それをさらに遡ると

される下総の稲荷台古墳王賜銘鉄剣の出土等から、五世紀後半までに大和王権の勢力が現在の関東地方まで及んでいたことが明らかとなっている。そして何より『宋書』巻九十七・列伝五十七・夷蛮伝における倭王武の上表文に「東征毛人五十_五国」とあることから、一つの画期があったことが想定される。しかし、（ヒナ→アヅマ→エミシ世界^{アヅマノエミシ}）という概念の成立、「東夷」の成立、Ⅱアヅマの領域の画定の関係については必ずしも明確ではなく、五世紀後半にこれらがどのような状態にあったのかを考える必要がある。

最初に成立したのは、（ヒナ→アヅマ→エミシ世界^{アヅマノエミシ}）という概念である。大和王権による「アヅマ」への直接的な勢力の扶植としてまずあげられるのは、名代・子代の設定である。狩野久氏は、名代の設定が在位年数の明らか⁽³¹⁾な五・六世紀の倭大王ごとに行われたのは確かであるとしている。また、稲荷山鉄剣銘の「杖刀人首」という言葉は、吉村武彦氏の指摘する「人制」が行われていたことを示唆する。⁽³²⁾ このように、五世紀後半に大和王権が現在の関東地方へ勢力を及ぼし、対「毛人（エミシ）」問題を意識しはじめた中で（ヒナ→アヅマ→エミシ世界^{アヅマノエミシ}）の概念は成立したと思われる。しかし、ここで注意しておきたいのは、エ

ミシは本来、神武紀の歌謡に見るように「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の念の対象であつたことである。おそらく、「ヒナ」の外の世界である「アヅマ」と「エミシ世界」に相当する地域に住む人々は、もともとこの神武紀の歌謡のような「強くて恐ろしい」人間集団のエミシとして捉えられており、表記として「毛人」があてられるようになったのだろう。³³それが大和王権による現在の関東地方への勢力扶植の過程で、その支配に従う集団と、反発する集団に分裂した。そして、反発する集団を征討対象とし、倭王武の上表文では「毛人」と表記したと考える。また、その時期にこそ「ヒナ→アヅマ→エミシ世界」の概念の成立が求められるのである。

この「ヒナ→アヅマ→エミシ世界」概念の成立により促されたのが、「東夷」^{アヅマ・エミシ}の成立である。征討対象として「毛人」^{エミシ}が意識され、「アヅマ」という空間認識が生まれた。この新たに「アヅマ」とされた空間に以前から居住し、神武紀の歌謡のような「強くて恐ろしい」人間集団のエミシと認識されていた人々が、「アヅマノエミシ」と名づけられたと考える。はじめから「アヅマ」という空間に居る集団であつたため、景行紀では辺境を侵略するとされなかったであろう。また、景行紀で「東夷」^{アヅマ・エミシ}が王化

の対象としてあげられていない点について、「夷」字が入る以上は夷狄として認識していたはずで、やはり王化の対象として捉えていたのではないかという疑問が当然生じる。しかし、「アヅマノエミシ」の成立時期が五世紀後半であれば、神武紀の歌謡のような「エミシ」の本来の意味、「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の対象という認識をより強く継承している可能性が高い。また、反発する集団の「毛人」^{エミシ}を北方へ移動させた後の「アヅマ」の空間に居住しているとされていることから、夷狄観念もほとんどないと考えられる。「東夷」の語が景行紀にのみ集中していることから、五世紀後半段階で「アヅマノエミシ」と呼ばれていた集団に対し、『書紀』編纂過程で「東夷」の文字をあてたと解釈すべきである。

では、「ヒナ→アヅマ→エミシ世界」という概念の成立は、Ⅱアヅマの領域の画定を伴ったのであろうか。五世紀後半までに大和王権が「アヅマ」に対して行つた勢力扶植としては、先に見たように「人制」や名代・子代の設定があげられる。しかし、それがⅡアヅマという領域を安定的に支配できていたことを直ちに示すものではない。継体朝における筑紫の磐井の反乱が象徴するように、大和王権が各地の首長の上に君臨し、安定した支配を確立する段階に

達するにはまだかなりの時間が必要だった。『書紀』安閑天皇元年閏十二月是月条に見る武蔵国造笠原使主と同族小杵の騒乱は、Ⅱアヅマの領域において、少なくとも毛野の勢力を全く無視した支配は不可能だったことを示している。このような中、ヘヒナ→アヅマ→エミシ世界³⁴概念の成立と同時にⅡアヅマの領域を画定し、支配することは不可能だっただろう。では、Ⅱアヅマの領域は、いつどのような過程を経て画定したのだろうか。それを明らかにするには、崇峻紀の記述を軸とした六世紀後半における「アヅマ」の支配展開について検討する必要がある。

四 Ⅱアヅマの領域画定と「東人」の成立

『書紀』崇峻天皇五年（五九二）十一月乙巳条（表1—9）は、蘇我馬子が「東国之調」進上を利用し崇峻天皇を暗殺したことを記す条文である。崇峻紀の前の蝦夷関係史料に目を転じると、敏達天皇十年（五八二）閏二月条に、蝦夷の魁帥綾糟が泊瀬川に入り三諸岳に向いて天皇へ忠誠を誓ったことが記されている。同条は、『書紀』の中で蝦夷の服属儀礼を最も具体的に記した史料であり、熊谷公男氏は六世紀後半代に実際に行われた儀礼を伝えた史料であると指摘している³⁴。また、崇峻紀の後の蝦夷関係史料には、

舒明天皇九年（六三七）是歳条における上毛野君形名の蝦夷征討の記事がある。上毛野氏の氏族伝承と考えられるが、冠位や人名「上毛野君形名」等、ある程度の具体性が認められ、大化前代の実態を大体反映していると見て問題無い。このように、崇峻紀の前後の蝦夷関係史料はある程度の具体性が認められ、六世紀末頃に比定される蝦夷関係記事については、当時の実態を反映しつつあるとみて大過ないと思われる。そして、その崇峻紀にある蝦夷関係史料が、次に掲げるものである。

（史料2）『書紀』崇峻天皇二年（五八九）七月壬辰朔条

遣近江臣滿於東山道使、觀蝦夷国境。遣穴人臣雁於東海道使、觀東方浜海諸国境。遣阿倍臣於北陸道使、觀越等諸国境。

（史料2）は、先に見た「東国之調」とともに、「東国」の支配が大いに意識されていたことを示すものである。また、（史料2）で注目されるのが、東山道との境界として「蝦夷国境」が意識されていることである。井上辰雄氏は、常総地域の古墳分布や古代地名、部民分布などを総合的に検討し、五・六世紀の古墳分布から、相模―馳水の海―両総―常陸というルートが導かれ、日本武尊の東征説話のルートは、こうした大和王権の関東計略の基本線をもと

に構成されたと指摘している。⁽³⁵⁾ この井上氏の指摘に従えば、景行紀は「東夷^{アヅマノエミシ}」と「陸奥」や「日高見国」の「蝦夷」を東海道ルート上で意識していた五世紀後半頃の状態を反映させていると言える。しかし、崇峻朝には「蝦夷」は東山道ルートで意識される存在へと変化している。このような変化がなぜ起きたのか。これを、Ⅱアヅマの領域が六世紀を通じてようやく画定の段階に向い、その領域に住む人々に新たな役割と認識が与えられるようになる過程で生じたものと推測するのだが、以下その理由について述べていきたい。

Ⅱアヅマの領域において、五世紀後半段階では、大和王権は毛野の勢力を無視した支配を行うことは到底無理だったことはすでに指摘した。では、大和王権が安定した支配体制を敷くことができるようになったのはいつか。それは、Ⅱアヅマの領域における国造制の成立の時であろう。そこで考えなければならないのが、このⅡアヅマの領域における国造制の成立がいつなのかという問題である。平林章仁氏は、国造制において国造のクニの境界画定が重視されたことを指摘しているが、『書紀』崇峻天皇二年（五八九）七月壬辰条（史料2）について、これは国造のクニの境界画定が行われたことを意味し、近江臣満等は国造制実

施のために派遣されたのだとしている。⁽³⁶⁾ 国造の支配において領域の画定を重視し、東国における国造制の成立を崇峻二年とする平林氏の指摘は、Ⅱアヅマの領域の画定時期を考察するにあたり確かに魅力的である。それでは、崇峻天皇二年を画期として一斉に国造制が成立し、それによってⅡアヅマの領域が画定したと考えると良いのだろうか。そこで注目したのが、国造制を基盤としてⅡアヅマの人々が新たに付加された役割である舍人の貢上である。

笹山晴生氏は、舍人を基本的に二つに分類している。ここでは笹山氏がB型とした、六世紀代の大王の宮号を冠し「一舍人」と表記されるタイプに注目したい。笹山氏は、B型舍人は六世紀以後の全国にわたる統一的支配体制としての国造制によるもので、国造の子弟を舍人とし、国造配下の人民から舍人の生活の資を国造を通じて提供させるという、一貫した奉仕・貢納の体制がとられたとする。また、その分布が駿河・信濃をはじめ東国に集中すること、郡の大領等の地方首長の一族と思われるものが多いことを指摘している。そして、東国に分布するB型舍人は、少なくとも庚午年籍造籍時には、安閑・宣化・欽明・敏達朝に設置された舍人集団に属する者としての意識を有していたのであり、実際に六世紀代に東国国造の子弟による舍人設

置があつたと見られるとして(37)いる。この国造制に立脚したB型舎人の貢上を重視すれば、崇峻朝において国造制が実施されたとするのは時期的に遅いのではないかと思われる。

また大山誠一氏は、毛野を除く遠江以東の全域の国造制の成立時期は六世紀中葉以後であり、推古朝の壬生部の設置にいたる部民制の展開と並行したものだ(38)と指摘し、『書紀』崇峻天皇二年七月壬辰条(史料2)については、東山道以下の三道の辺境を確認するものだと(39)している。このように笹山氏や大山氏の見解に従えば、Ⅱアツマの領域における国造制の成立は、六世紀中葉から推古朝まで時間をかけて行われたと考えるべきである。Ⅱアツマの領域が、大和王権による安定的支配の確立によって行われたという立場に立つと、領域が画定する時期は六世紀中葉から推古朝までとすることができる。では、もう少しその時期を絞り込むことはできないか。そこでもう一つ注目するのが「東人」の成立である。

「東人」の成立はいつか。武廣亮平氏は、『書紀』崇峻天皇二年七月壬辰条(史料2)において、「蝦夷国境」が確認されている点、「東方滨海諸国」が後の東海道地域を示すなら、常陸国までは「蝦夷国」と明らかに別の地域とし

て把握されていたと考えられること等から、この段階でアツマの人間集団としての「東人」が具現化する条件は整っていたと指摘している(39)。

この「東人」の成立について、私が注目するのはB型舎人の貢上である。これは、大和王権中枢部の人々がⅡアツマの領域の人々と直接接触し、その武力を組織的かつ恒常的に利用する機会を得たことを意味する。この時、大和王権中枢部の人々がⅡアツマに住む人々に対して特殊な観念を付加し、新たな人間集団として捉え直したことは充分考えられる。そして、その時に成立したのが「東人」ではないかと推測するのである。

東国に住む人々を「東人」と表現した事例は『書紀』には見られず、初見は『万葉集』巻二・第一〇〇首の「東人之荷前」である。だが、人名として使われている「東人」であれば、その初見は『書紀』舒明即位前紀(六二八)の「佐伯連東人」となる。七世紀前半に人名として使われているのであれば、少なくとも六世紀末には「東人」は成立していたと考えてよいのではないか。なぜそのように考えるかというと、「東人」はその概念をかなり明確に捉えられ、意識して人名に使われていたことが分布から判明するからである。

「東人」という人名を『日本古代人名辞典』（吉川弘文館、一九五八年）の中から探してみると、一二〇人見出すことができる。その居住地の分布を見ると、越前²・武蔵¹・信濃¹・美濃⁵・近江²・伊勢¹・伊賀²・播磨¹・尾張²・伊予¹・筑前¹・豊前¹で、これ以外はほぼ畿内居住者である。この分布からは、まず畿内人が好んで使ったことが想定される。また、Ⅱアヅマの領域内では武蔵と信濃の2例、Ⅲ坂東アヅマの領域内として見れば武蔵の1例のみとなり、「東人」の根源地に住む人々が自ら進んで使うことはなかったことが窺われる。人名として「東人」が使われる場合、その人間集団に対する概念が意識されていたことがこれにより裏付けられる。よって、「佐伯連東人」の登場以前、少なくとも六世紀末までに「東人」が成立していた可能性は充分考えられるのである。「東人」が国造制に立脚したB型舍人貢上を契機に成立したのではないかと先に指摘したが、B型舍人貢上が行われるようになった時にはすでに国造制が施行されて安定的な支配が可能となっていたと考えられる。よって、Ⅱアヅマの成立時期は、六世紀中葉から六世紀末の間に絞り込むことができるのである。

こうして、Ⅱアヅマの領域は六世紀中葉から六世紀末の

間に画定され、そこに住む人々は「東人」と認識されるようになったのだが、最後に一つこの過程で起こったと想定される問題に触れておきたい。それは「アヅマノエミシ」の消滅である。ヘヒナ↓アヅマ↓エミシ世界」の概念の成立以来、「アヅマ」の空間に居住するエミシは「アヅマノエミシ」と認識されていた。「アヅマノエミシ」は神武紀の歌謡に見るような「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の対象という観念を継承する一方、景行紀に見るように「アヅマ」の領域内に居住するが秩序が無い集団としても捉えられることがあった。それが、国造制による安定的な支配が展開されたこと、そしてB型舍人のような組織的な武力としての役割を果たしていくことにより、その認識のうちマイナスイメージの部分が徐々に消されていき、やがて「東人」へ変化したのだと思われる。『続日本紀』神護景雲三年（七六九）十月乙未朔条に「額^示箭^波立^立背^波箭^方不立^止云^云」とあるなど、「東人」は「勇敢」で「忠誠心」のある人々だと認識されていたようだが、「勇敢」は「アヅマノエミシ」から継承し、「忠誠心」はB型舍人としての役割を果たす中で新たに獲得したものだと考えられるのである。

おわりに

古代において「アヅマ」がいかに成立したのか。「アヅマ」の領域はどのように画定したのか。そして、その領域と周辺に住む人間集団がどのように関係していたのかを明らかにすることを目的に考察してきた。

まず、「アヅマ」の意味と語源について検討した。「アヅマ」は、志田諄一氏が指摘するように『和名類聚抄』微賤類第二十二の記述を重視し、「辺鄙」に通じる意味を持つとした。語源については、大和主権が新たな支配展開を行い版図とした「ツマ(端)」に求めるべきで、西郷信綱氏による「ア(接頭語)」+「ツマ(端)」説を支持するとした。さらに「アヅマ」の成立についてエミシとの関係を重視し、(ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界)という概念があったことを指摘した荒井秀規氏の見解に注目した。しかし、「アヅマ」と「エミシ世界」を分離する考えは、西郷氏や平野邦雄氏が「アヅマ」をエミシの居住する空間であるとする点と矛盾する。この矛盾が生じた背景として、(ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界)概念の成立と、Ⅱアヅマの領域の画定には時間的に開きがあるのではないか、またその両者の開きの間にはエミシという人間集団に対する認識の変化

があり、「アヅマ」と呼ばれた領域に住む人々との新たな関係の構築のなかでⅡアヅマの領域の画定が行われたのではないかという推論を立て、その具体的考察を行った。

Ⅱアヅマとエミシとの関係という視点から考察し、(ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界)概念の成立が五世紀後半であるのに対し、Ⅱアヅマの領域は六世紀中葉から六世紀末の間によりやく画定したことを明らかにした。そして、(ヒナ↓アヅマ↓エミシ世界)概念の成立が、畏怖と尊敬の念の対象としてエミシとよばれていた人々を征討対象の「毛人」と「アヅマノエミシ」に分離したこと、さらに、Ⅱアヅマの領域の画定は国造制の成立と、国造制を基盤としたB型舎人の貢上に深く関係し、その過程で「東人」が成立したことを指摘した。

このように、五世紀後半から六世紀末頃の「アヅマ」と「エミシ」を主たる対象としてきたが、七世紀以降の「アヅマ」と「エミシ」の関係について、一言触れておきたい。Ⅱアヅマの領域の画定は、エミシ世界を陸奥の地域へと北上させることになった。そして斉明朝には阿倍比羅夫の北征により、越と陸奥のエミシ集団に対する知識は王権中枢部の人々にとって、より入手しやすくなったはずである。しかし、ここで注意しなければならないのは、『書紀』

が皇極天皇元年（六四二）―持統天皇三年（六八八）まで「蝦蟇」の表記を用いていることである。佐伯有清氏によると「蝦蟇」はエミシの風貌や習俗を端的に表した表記であるという。そのため、中国史書の東夷の「夷」を踏まえた「蝦夷」とはその意味が大きく異なることを指摘している。⁽⁴⁰⁾Ⅱアヅマの領域画定や「東人」の成立は、日本の王権にとつての夷狄である「蝦夷」の成立と直接結びついてはいないのである。だが、その時期からして少なくとも「蝦蟇」表記の成立との関係は想定できるだろう。『山海経』に基づいた「毛人」表記は、（ヒナ→アヅマ→エミシ世界）概念の成立と関係し、Ⅱアヅマの領域画定と「東人」の成立は、「蝦蟇」表記の成立へ向う一つの画期となったと考えられる。夷狄としての「蝦夷」の成立は、天皇制の成立をはじめとするさらに多くの条件を満たした後になると思われるが、「エミシ」の表記の変遷や認識の変化が「アヅマ」に対する支配展開と連動していたことは充分注目に値する。「強くて恐ろしい」畏怖と尊敬の念の対象が、夷狄へと変化する過程において、「アヅマ」やそこに住む人々が果たした役割がいかに関係したかをさらに明らかにすることを今後の課題とし、今回の考察を終えることとする。

古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論（永田）

註

- (1) 志田諄一「総説―古代国家と東国―」（志田諄一編『古代の地方史』五、坂東編、朝倉書店、一九七七年）。
- (2) 『和名類聚抄』は辺鄙を「阿豆万豆」と訓むと説明している。また平安末期に橘忠兼により編纂された『色葉字類抄』阿・人倫付には「辺鄙アヅマツト東人^同俗用之」とある。これにより「アヅマツ」という言葉は人間集団・領域の両方を意味する言葉であると解釈する。よって「アヅマ」も、「辺鄙」という領域を示す言葉に通じる意味を持つと考えらる。
- (3) 西郷信綱「アヅマとは何か」（古代の声 うた・踊り・市・ことば・神話〈増補版〉朝日新聞社、一九九五年。初出は『社会史研究』五、一九八四年）。
- (4) 高橋富雄「あずま天端説の創唱」（『古代蝦夷を考える』吉川弘文館、一九九一年）。
- (5) 西郷信綱氏前掲註（3）論文六七頁。
- (6) 千田稔「日本における「キナカ（田舎）」の成立―「ヒナ」と「アヅマ」との関連において―」（『歴史地理学』一九二、一九九九年）。
- (7) 高橋富雄氏前掲註（4）論文。
- (8) 高橋富雄「「あずま」と「ひな」（『古代蝦夷を考える』吉川弘文館、一九九一年）。
- (9) 西宮一民「漢字「東」の国訓アヅマの成立」（『皇学館大

学文学部紀要」三八、一九九九年。

- (10) 荒井秀規「『東国』とアヅマ・ヤマトから見た『東国』」(水野祐監修、関和彦編『古代王権と交流』二、古代東国の民衆と社会、名著出版、一九九四年) 四七～四八頁。

- (11) 平野邦雄「古代ヤマトの世界観―ヒナ(夷)・ヒナモリ(夷守)の概念を通じて―」(『史論』三九、一九八六年)。

- (12) 千田稔前掲註(6) 論文三五～三六頁。

- (13) 高橋富雄前掲註(8) 論文。

- (14) 西宮一民前掲註(9) 論文一二頁。

- (15) 平野邦雄前掲註(11) 論文九頁。

- (16) 尾崎喜左雄「東国の国造」(坂本太郎博士古稀記念会編『続日本古代史論集』上巻、吉川弘文館、一九七二年) 一七二頁。

- (17) 平野邦雄前掲註(11) 論文五～九頁。

- (18) 荒井秀規前掲註(10) 論文三〇頁。

しかし、『書紀』斉明天皇元年(六五五)七月己卯条に「於難波朝、饗^北蝦夷九十九人、東^奥蝦夷九十五人。并設百濟調使一百五十人。仍授柵養蝦夷九人・津茹蝦夷六人、冠各二階」との記述がある。これによれば、「北蝦夷」「東蝦夷」という言葉が書かれた資料が『書紀』編者の手元にあったことがまず想定される。また、「北」が越を指し「東」が陸奥を指すという説明がその資料に書き加えられ、それが『書紀』編者の元に伝わったか、『書紀』

編者自身によりその説明が加えられたという可能性が考えられる。いずれにしても、北(越)蝦夷、東(陸奥)蝦夷、津茹蝦夷という方位、居住地域による個々の蝦夷集団の認識が斉明朝には可能となっていたことは確実である。そのため、斉明朝が国土の中の「北」を認識しはじめる画期となった可能性はあると思われる。

- (19) 「東国」の示す領域については、八木充「上代日本の東と西」(『国文学 解釈と鑑賞』二八―五、一九六三年)、小山靖憲「古代末期の東国と西国」(『岩波講座日本歴史』四・古代四、岩波書店、一九七六年)、平野邦雄「いま歴史学から〈古代〉を見る」(『国文学 解釈と教材の研究』三二―二、一九八七年)、山尾幸久「孝徳紀の東国国司詔の基礎的考察」(『立命館文学』五〇三、一九八七年)により、それぞれ分類が試みられている。

また、大野晋「日本の東部と西部と」(『日本語の起源』岩波書店、一九五七年)による分類については、網野善彦「ことば」と民俗―東と西の社会の相違」(『東と西の語る日本の歴史』講談社、一九九八年。初出は、そして、一九八二年)がこれを支持している。最近では、遠藤慶太「持統太上天皇の三河行幸―三河と東国―」(『続日本紀研究』三七五、二〇〇八年)が支持し、大野氏により分類された「東国」の境界について論じている。

さらに、川尻秋生「坂東の成立」(『古代東国史の基礎的研究』塙書房、二〇〇三年。初出は『千葉県立中央博物館

研究報告—人文科学—」一二、一九九九年」は、「坂東」の成立について論じている。

(20) 平野邦雄前掲註(19) 論文一四—一六頁。

(21) 荒井秀規前掲註(10) 論文三三頁、並びに同論文第二章「『記紀』の「東国」。

(22) 工藤雅樹「古代国家と蝦夷」(『蝦夷と東北古代史』吉川弘文館、一九九八年。初出は『国史談話会雑誌』二三、一九八二年)。

(23) II アツマの第二例は『書紀』崇神天皇四十八年正月戊子条における、豊城命よる東国統治の由来の説話である(表1—2)。崇神紀には有名な四道將軍派遣記事など、遠方の異民族を王化により服属させるという意識が繰り返して記されているが、「遠荒人」(崇神天皇十年七月己酉条)、「不受教者」(同十年九月甲午条)、「海外荒俗」(同十年十月乙卯朔条)、「戎夷」(同十一年四月己卯条)、「異俗」(同十一年是歲条)、というように、異民族を表す言葉が一定せず、また「エミシ」は明確な対象とされていない。『書紀』編者は、崇神紀においては、大和王権による過去の支配展開の実態に則した具体的説話を創ることを主たる目的とはせず、『書紀』編纂時に国家が進めていた武力による征討と王化による異民族支配の正当性を説明することを目的としている。

(24) 『書紀』景行天皇二十七年二月壬子条

(25) 『書紀』景行天皇二十七年二月壬子条、同四十年六月条、

古代の「アツマ」と「エミシ」についての一試論(永田)

同四十年七月戊戌条、同四十年是歲条に見られる。

なお、『書紀』応神天皇三年十月癸酉条には「東蝦夷悉朝貢。即役蝦夷、而作廐坂道」という記事がある。この「東蝦夷」が景行紀の「東夷」と同じ集団を指しているかどうかは不明だが、「東夷」の語が景行紀のみに意識的に使われていることは確実である。また「東蝦夷」は人間集団のみを意味する言葉である点で異なる。なお「東蝦夷」の語が、斉明天皇元年(六五五)七月己卯条にも見え、同条において陸奥の蝦夷集団を指すことについては、前掲註(18) 参照。

(26) 「東夷」が空間的意味を有するのに対し、「蝦夷」は空間的意味を持たない。『日本書紀』景行天皇四十年是歲条に「蝦夷境」という言葉があり、一見空間を示す用例にも見えるが、景行天皇二十七年二月壬子条に見るように蝦夷が住む空間は日高見国とされている。また、崇峻天皇二年(五八九)七月壬辰朔条には「蝦夷国境」、斉明天皇五年(六五九)三月是月条には「蝦夷国」の言葉が見られることから、「蝦夷」は人間集団のみを指す言葉であり、空間の意味を含むことは無いと考えられる。

(27) 『書紀』景行天皇四十年七月戊戌条は、景行天皇が日本武尊に対し、まず「東夷」についての説明をした後、「其東夷之中。蝦夷是尤強焉」として、さらに「蝦夷」について説明するという文章になっている。この文章構造からしても、『書紀』は東夷Ⅳ蝦夷という認識を示していると言

える。

(28) 平野邦雄前掲註 (19) 論文二三頁。

(29) 平野邦雄前掲註 (19) 論文一四頁。

(30) 平野邦雄前掲註 (19) 論文一七頁。

(31) 狩野久「部民制・国造制」(『岩波講座日本通史』二・古代一、岩波書店、一九九三年) 二二二頁。

(32) 吉村武彦氏は、「〇〇人」という表記が「書紀」では雄略紀に集中して見られることを指摘し、部民制に先行し名代・子代の起源となる制度を「人制」とし、五世紀の政治支配は、この人制を通して倭国王と仕奉関係を結んだ中央・地方の豪族(在地首長)によって行われたと考えられるとしている。同氏「倭国と大和王権」(『岩波講座日本通史』二・古代一、岩波書店、一九九三年) 二〇一～二〇二頁。

(33) 「毛人」表記の成立について、工藤雅樹氏は、『山海経』「海外東経」の中に人身に毛を生じている毛民の国のことが記されており、中国人がこのような知識を持っていることを前提にして、倭王武の上表文は「毛人」の表記を使い、倭国のはるか東方まで大和朝廷の勢力が及んでいたことを主張したのだとしている。(同氏前掲註22論文) 四四頁。

(34) 熊谷公男「蝦夷の誓約」(『奈良古代史論集』一、一九八五年)「蝦夷と王宮と王権と—蝦夷の服属儀礼からみた倭王権の性格—」(『奈良古代史論集』三、一九九七年)。

(35) 井上辰雄「東国と大和政權—常総地方を中心として—」(『日本歴史』三四〇、一九七六年)。

(36) 平林章仁「国造制の成立について」(『龍谷史壇』八三、一九八三年) 九頁。

(37) 笹山晴生「令制五衛府の成立と展開」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会、一九八五年)。

(38) 大山誠一「継体朝の成立と王権の確立」(『古代国家と大化改新』吉川弘文館、一九八八年) 二五五～二五六頁。

(39) 武廣亮平「東人」と王権・国家」(『歴史評論』五九七、二〇〇〇年) 三四～三五頁。

(40) 佐伯有清「古代蝦夷史についての一考察—「エミシ」の用字を中心として—」(『北方文化研究』一七、一九八五年)。

〔付記〕 本稿は、二〇〇八年五月二四日に行われた地方史研究協議会二〇〇八年度第五回研究例会での口頭報告をもとに、一部内容を補訂して作成した。研究例会の席上、ご出席いただいた方々から貴重なご指摘、ご助言を賜った。ここに記して篤く御礼申し上げます。

表1 『日本書記』『東国』記事一覧

	分類	年月日	内容
1	Ⅱ	神代下・天孫降臨	下総香取神社の祭神について
2	Ⅱ	崇神天皇48年正月戊子条	豊城命の東国統治の由來說話
3	Ⅱ	景行天皇27年2月壬子条	武内宿禰の東国派遣
4	Ⅱ	景行天皇40年7月戊戌条	日本武尊の東国遠征。地名起源説話の「アヅマ」はⅢ
5	Ⅱ	景行天皇53年12月条	景行天皇の東国巡行
6	Ⅱ	景行天皇55年2月壬辰条	上毛野氏の祖彦狹嶋王の東山道十五国都督任命
7	Ⅱ	景行天皇56年8月条	彦狹嶋王の子、御諸別王の東国派遣
8	Ⅰ	神功皇后摂政元年2月条	熾坂王、挙兵に際して東国兵を興す
9	Ⅱ	崇峻天皇5年11月乙巳条	蘇我馬子、東国之調の進上に乗じて崇峻天皇を暗殺
10	Ⅰ	皇極天皇2年(643)11月丙子条	山背大兄王、蘇我入鹿の襲撃にあうが、東国への脱出を断念
11	Ⅱ	皇極天皇3年(644)7月条	東国不尽河辺人が虫を祭る
12	Ⅱ	大化元年(645)8月庚子条	東国等国司詔
13	Ⅱ	大化2年(646)3月甲子条	東国々司等詔
14	Ⅱ	大化2年(646)3月辛巳条	東国朝集使等詔
15	Ⅱ	天智天皇5年(666)是冬条	百濟男女二千余人を東国へ安置する
16	Ⅰ	天武天皇元年(672)条	壬申の乱における東国
17	Ⅰ	同上	同上
18	Ⅰ	同上	同上
19	Ⅰ	同上	同上
20	Ⅱ	同上	同上
21	Ⅱ	同上	同上
22	Ⅲ	天武天皇4年(675)正月壬戌条	東国より白鷹の献上
23	Ⅰ	天武天皇5年(676)4月辛亥条	封戸之税を、西国にかえて東国に給う
24	Ⅲ	天武天皇5年(676)4月己未条	紀臣阿佐麻呂之子を東国に遷し、其国の百姓とする
25	Ⅰ	天武天皇5年(676)6月条	栗隈王、物部雄君連の死を聞いての、壬申の乱の回想
26	Ⅲ	天武天皇14年(685)10月己丑条	伊勢王を東国に派遣
27	Ⅰ	持統天皇即位前紀(687)	壬申の乱の回想

Ⅰ 東方国 Ⅱ アヅマ Ⅲ 坂東アヅマ(荒井秀規氏の分類による)

古代の「アヅマ」と「エミシ」についての一試論(永田)